



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年10月20日火曜日 第2717号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

第二種特定鳥獣に係る捕獲等を行うことができる区域の指定.....（自然保護課）...1088  
 鳥獣保護区の存続期間の更新.....（ " ）...1089  
 特別保護地区の指定.....（ " ）...1091  
 休猟区の指定.....（ " ）...1091  
 特定猟具使用禁止区域の指定.....（ " ）...1095  
 解除予定保安林にする旨の通知.....（森林整備課）...1097  
 同意の成立（漁獲共済）.....（漁政課）...1097  
 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....（南予地方局農村整備課）...1097  
 道路の区域変更（県道節安下鍵山線）.....（南予地方局管理課）...1097  
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1097

## 告 示

### ○愛媛県告示第1273号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定する。

平成27年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	存続期間	捕獲等を行うことができる第二種特定鳥獣の種類
四国中央市地内の豊受山休猟区の全域	平成27年11月1日から平成29年3月31日まで	イノシシ、ニホンジカ
四国中央市地内の豊坂休猟区の全域	同 上	同 上
四国中央市地内の塩塚山休猟区の全域	同 上	同 上
新居浜市地内の黒森休猟区の全域	同 上	同 上
西条市地内の高森休猟区の全域	同 上	同 上
西条市地内の岡村休猟区の全域	同 上	同 上
西条市地内の田滝休猟区の全域	同 上	同 上
今治市地内の近見休猟区の全域	同 上	同 上
今治市地内の大島北休猟区の全域	同 上	同 上
今治市地内の大三島南休猟区の全域	同 上	同 上

越智郡上島町地内の佐島休猟区の全域	同 上	同 上
越智郡上島町地内の高井神島休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の船山休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の馬酔谷休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の相の峰休猟区の全域	同 上	同 上
大洲市地内の大谷宇和川休猟区の全域	同 上	同 上
大洲市地内の蔵川長谷休猟区の全域	同 上	同 上
喜多郡内子町地内の今岡休猟区の全域	同 上	同 上
喜多郡内子町地内の立石休猟区の全域	同 上	同 上
八幡浜市及び西予市地内の中津川三瓶休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の堂所山休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の田之浜休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の大野ヶ原休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の高野子休猟区の全域	同 上	同 上
宇和島市地内の下灘休猟区の全域	同 上	同 上
南宇和郡愛南町地内の緑休猟区の全域	同 上	同 上

○愛媛県告示第1274号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成27年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
葛籠尾鳥獣保護区	愛媛県と高知県との境界にある東光森山三角点（1,486.1メートル）を起点とし、ここから同境界を南西に進み、新居浜市別子山篠津に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を南西に進み、太田尾越を経て、更に同山道を南西ないしほぼ北西に進み、銅山川に出て、同川右岸を下流に進み、葛籠尾で住友林業株式会社所有の山林と同山林以外の民有林との境界に至り、ここから同境界を南ないし南東に進み、更に同境界を北東ないし南東に進み、積善谷に通じる谷との交点に至る。ここから同谷を北東に進み、登美野部落と草原部落を結ぶ山道と積善谷との交点に至り、ここから同谷を南東に約50メートル進み、同谷と小谷との分岐点に至り、ここから同小谷の東側の稜線 <sup>りようせん</sup> をほぼ南東に進み、東光森山に向かう稜線 <sup>りようせん</sup> との交点に至り、ここから同稜線を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	当該区域は、針葉樹と広葉樹が混在する林相の変化に富む地域であり、鳥獣の良好な生息環境となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生育に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
西山鳥獣保護区	西条市丹原町古田の興隆寺旧参道と西山池に通じる車道との交点を起点とし、ここから同車道をほぼ西ないし南に進み、同寺所有の山林と同山林以外の民有林との境界に至り、ここから同境界をほぼ南西ないし北西に進み、同寺境内に通じる歩道との交点に至る。ここ	同 上	当該区域は、興隆寺を中心とし、その周辺の森林は、針葉樹と広葉樹が混在する林相の変化に富む地域であり、特に樹齢100年を越える天然林もあり、鳥獣の良好な生息環境となっていることか

	から同歩道を北西ないしほぼ南西に進み、観世の滝に至る稜線 <sup>りようせん</sup> との交点に至り、ここから同稜線を北に約340メートル進み、同滝に至る。ここから市道池田西山線に通じる歩道を北東に進み、同市道に出て、同市道を東に進み、同参道に通じる歩道（通称お大師道）との交点に至る。ここから同歩道を東に約450メートル進み、同参道との交点に至り、ここから同参道をほぼ東に約200メートル進み、起点に至る線に囲まれた区域		ら、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的な巡視により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生育に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。
玉川ダム鳥獣保護区	今治市玉川町龍岡下の愛媛県玉川ダム管理事務所を起点とし、ここから玉川ダムえん堤を南東に進み、市道中通大下1号線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道中通大下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、赤木橋を経て、更に同市道を北に進み、国道317号に出る。ここから同国道を北東に進み、天神橋を経て、更に同国道をほぼ北東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	当該区域は、玉川ダム水面がカモ類の渡り鳥にとって重要な飛来地であることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生育に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。
宝股山鳥獣保護区	今治市伯方町叶浦の市道富計の池線と市道寺山線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ北東に進み、市道西側線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、大日靈女教本部に至る。ここから稜線 <sup>りようせん</sup> をほぼ北東に進み、大日靈女教奥之院を経て、更に稜線 <sup>りようせん</sup> を北東ないし北西に進み、深山川に通じる谷に至り、ここから同谷及びこれに続く同川右岸を下流に進	同 上	当該区域は、針葉樹と広葉樹が混在する林相の変化に富む区域であり、鳥獣の良好な生息環境となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生育環境を保全する。また、定期的な巡視の実施により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生

	<p>み、市道大池ドンデ線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、ドンデ池堤頂西端に至り、ここから同堤頂及びその延長線を南東に進み、林道ドンデ線に出て、宝股山山頂（304.0メートル）に至る稜線を南に進み、市道宝股山線に出る。ここから同市道をほぼ南東に進み、市道国道北浦越線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、市道国道堀田奥線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、市道叶浦越線との交点に至り、ここから同市道及びこれに続く市道富計の池線をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>		<p>息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。</p>
<p>西谷鳥獣保護区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町西谷10200番1の久万高原町所有の山林の区域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該区域は、ほとんどが人工林ではあるが、高齢級かつ下層植生がよく発達した林相となっており、比較的地形も緩やかで、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっており、ムササビをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。</p>
<p>大宝寺鳥獣保護区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町菅生の町道大坊線の勅使橋東端を起点とし、ここから王子川右岸を下流に約50メートル進み、ここから谷を北に約270メートル進み、久万造林株式会社所有の山林と宗教法人大宝寺所有の山林との境界に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、標高点（752.6メートル）を経て、更に同境界をほぼ南東に進み、峠御堂で同町道に通じる山道に出る。ここから同山道をほぼ南西ないし南東に進み、同町道に出て、同町道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該区域は、ほとんどが人工林ではあるが、高齢級かつ下層植生がよく発達した林相となっており、比較的地形も緩やかで、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっており、ムササビをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視の実施により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。</p>
<p>亀谷鳥獣保護区</p>	<p>喜多郡内子町上川の県道美川小田線と町道今生薬師堂線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ西に進み、町道中川亀ヶ谷線との交点に至り、ここから同町道及びこれに続く山道をほぼ北に進み、日浦嶺三角点（900.9メートル）に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線をほぼ北に進み、同三角点に至る。ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道をほぼ南に進み、林道野村北地線を横断し、更に同街道を南に進み、林道今生坂線を横断し、更に同街道を南に進み、同林道に出る。ここから同林道をほぼ南に進み、町道今生薬師堂線に出て、同町道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該区域は、人工林が多くを占める当地方にあって、所々に天然林が残されており、鳥獣の貴重な生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視の実施により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。</p>

○愛媛県告示第1275号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成27年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区	今治市玉川町龍岡下の愛媛県玉川ダム管理事務所を起点とし、ここから玉川ダムえん堤を南東に進み、市道中通大下1号線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道中通大下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、赤木橋を経て、国道317号に出る。ここから同国道を北東に進み、天神橋を経て、更に同国道をほぼ北東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、玉川ダム貯水池の常時満水位の貯水線に囲まれた区域	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	玉川ダム鳥獣保護区のうち、集団で渡来する水鳥等が利用する水面を特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥類の生息環境を保全する。また、定期的な巡視により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。
亀谷鳥獣保護区特別保護地区	喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界にある日浦嶺三角点（900.9メートル）を起点とし、ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に同稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道を南に280メートル進む。ここから作業道日浦峰鼻高線の終点に向かって進み、同三角点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	亀谷鳥獣保護区のうち、上浮穴郡久万高原町と喜多郡内子町との境界周辺の特に良好な鳥獣の生息環境となっている地域について、特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的な巡視により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

○愛媛県告示第1276号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。

平成27年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間
豊受山休猟区	四国中央市寒川町の四国縦貫自動車道と長谷川左岸との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、長瀬橋西端で林道観音谷線との交点に至る。ここから同林道をほぼ南東に進み、同林道終点に至り、ここから市道法皇線に通じる同市管理の作業道をほぼ南東に進み、同市道に出て、同市道をほぼ東に進み、法皇山脈の稜線に至る。ここから同稜線をほぼ西に進み、鋸山三角点（1,017.4メートル）及び標高点（1,145.2メートル）を経て、同稜線上の歩道に出て、同歩道を西に進み、豊受山で国有林と民有林との境界に至り、ここから同境界をほぼ西に約500メートル進み、大地川に通じる歩道に出る。ここから同歩道をほぼ北西に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、同自動車道との交点に至る。ここから同自動車道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域	平成27年11月1日から平成30年10月31日まで
豊坂休猟区	四国中央市の旧土居町と旧伊予三島市との境界線上にある赤星山三角点（1,453.4メートル）を起点とし、ここから稜線をほぼ東ないし北東に進み、鋸山三角点（1,017.4メートル）を経て、更に同稜線を北東に進み、作業道観音谷線と三島嶺南鳥獣保護区界との交点に至る。ここから同区界を南東に進み、平野を経て、更に同区界をほぼ南西に進み、上長瀬及び夏切を経て、更に同区界をほぼ南西に進み、宗兵衛橋に至る。ここから赤星山三角点に通じる谷をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
塩塚山休猟区	愛媛県と徳島県との境界と銅山川右岸との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ南に進み、塩塚峰三角点（4,043.4メートル）を経て、更に同境界を東ないし南東に進み、市道秋田塩塚線に出る。ここから同市道をほぼ南西に進み、林道栗山線との交点に至り、ここから同林道をほぼ南西に進み、秋田橋北端で新瀬川に出て同川右岸を下流に進み、馬立川との合流点に至る。ここから同川右岸を下流に進み、銅山川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上

黒森休猟区	<p>新居浜市鹿森の鹿森ダム堰堤東端を起点とし、ここから同ダム貯水池の常時満水位の貯水線を南に進み、足谷川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、西鈴尾谷川との合流点に至り、ここから同川右岸を上流に進み、東鈴尾谷川との合流点と通称大坂屋敷越に通じる歩道との交点に至る。ここから同歩道を南ないし北東に進み、旧新居浜市と旧別子山村との境界の交点に至り、ここから同境界を南西に進み、愛媛県と高知県との境界の交点に至り、ここから同境界を西に進み、西条市と新居浜市との境界の交点に至る。ここから同境界を北に進み、黒森山三角点（1 678 4メートル）に至る。ここから稜線をほぼ北東に進み、三角点（1 242 7メートル）を経て、辻ヶ峰三角点（957 9メートル）に至る。ここから稜線を東に進み標高点（508 9メートル）を経て、更に同稜線を東に進み、同堰堤西端に至り、ここから同堰堤を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同 上
高森休猟区	<p>西条市荒川の国道194号の東宮橋南端を起点とし、ここから谷川左岸を上流に進み、八之子谷川との合流点に至る。ここから同川左岸を上流に進み、林道蔭地線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南ないし南東に進み、同林道に出る。ここから同林道をほぼ西に進み、菖蒲峠に至り、ここから東之川集落に通じる山道をほぼ南西に進み、同集落で、前田集落に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ北西に進み、前田峠を経て、更に同山道をほぼ北西に進み、イノウチ谷川に出て、同川右岸を下流に進み、加茂川との合流点に至る。ここから同川右岸を下流に進み、黒瀬ダム鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ北ないし南東に進み、湯久保集落に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を南西ないし北東に進み、林道浦山線に出て、同林道を南西ないし北東に進み、野地集落で大平集落に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北東ないし東に進み、林道ナゴエ線で東宮に至る稜線との交点に至る。ここから同稜線をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同 上
岡村休猟区	<p>旧西条市と旧小松町との境界と国道11号との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ南に進み、綱付山三角点（519 6メートル）を経て、更に同境界をほぼ南に進み、林道地蔵谷線に通じる山道に出る。ここから同山道をほぼ西に進み、旧小松町大字妙口と旧小松町大字南川との境界の交点に至り、ここから同境界を北に進み、同国道に出て、同国道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同 上
田滝休猟区	<p>西条市丹原町田滝の県道関屋今井線田滝橋西端を起点とし、ここから同県道を南西に進み、県道寺尾重信線との交点に至り、ここから同県道及びこれに続く市道関屋山之内線をほぼ西に進み、同市と東温市との境界の交点に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、西条市と東温市と今治市との境界の交点に至る。ここから西条市と今治市との境界をほぼ北東に進み、旧丹原町と今治市と旧東予市との境界の交点に至り、ここから旧丹原町と旧東予市との境界を南東に進み、三角点（1 095 2メートル）を経て、更に同境界を北東に進み、田滝川に通じる権現谷に至る。ここから同谷を南東に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同 上
近見休猟区	<p>今治市宮下町一丁目のJR四国予讃線と県道今治波方港線との交点を起点とし、ここから同県道を南西ないし北西に進み、市道宅間延喜線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、国道196号に出て、同国道を西に進み、市道宅間本線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、旧今治市と旧波方町との境界に至り、ここから同境界を北東に進み、JR四国予讃線との交点に至る。ここから同線を今治駅に向かって進み、波止浜駅を経て、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同 上
大島北休猟区	<p>今治市吉海町と同市宮窪町の大島の区域のうち、国道317号（自動車専用道路に指定していない路線に限る。）及び同国道の延長線で分断される北側の区域</p>	同 上
大三島南休猟区	<p>旧大三島町と旧上浦町との境界と県道大三島上浦線との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ南に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線を西に</p>	同 上

	回り、幸崎を経て、更にその海岸線を北ないし北東に進み、宮浦本川河口に出る。ここから同川左岸を上流に進み、尾之部橋北端で同県道との交点に至り、ここから同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域			ここから国道197号をほぼ南東に進み、市道久下下オクノタ線との交点に至る。ここから同市道を北西ないし南西に進み、農道オモダ線との交点に至り、ここから同農道を南西ないしほぼ東に進み、農道ジンジヤマ線との交点に至り、ここから同農道を南東に進み、農道二本松線の交点に至り、ここから同農道を南西ないし南東に進み、農道大屋敷線との交点に至り、ここから同農道をほぼ南西に進み、県道蔵川大谷線に出て、同県道を西に進み、市道大平森線との交点に至る。ここから同市道をほぼ東ないし南東に進み、同市と西予市との境界に至る。ここから同境界を北西に進み、高雄山三角点(388.7メートル)を経て、更に同境界を南西ないし北西に進み、旧肱川町と旧大洲市と旧野村町との境界の交点に至る。ここから旧肱川町と旧大洲市との境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、御在所鳥獣保護区及び小藪鳥獣保護区の区域を除いた区域	
佐島休猟区	越智郡上島町佐島のうち、佐島の全域	同	上		
高井神島休猟区	越智郡上島町高井神島のうち、高井神島の全域	同	上		
船山休猟区	上浮穴郡久万高原町久万の国道33号と県道西条久万線との交点を起点とし、ここから同国道を北西に進み、皿ヶ嶺三坂峠鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ東に進み、県道美川松山線に出る。ここから同県道をほぼ南東に進み、県道西条久万線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
馬酔谷休猟区	上浮穴郡久万高原町落合の国道33号と国道380号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ西に進み、県道久万中山線との交点に至る。ここから同県道を北ないし北西に進み、町道宮成森田線との交点に至り、ここから同町道を北に進み、町道由良野線との交点に至り、ここから同町道をほぼ北東ないし北西に進み、町道ひわ田線との交点に至り、ここから同町道を北東に進み、笛ヶ滝鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ南西ないし東に進み、国道33号に出て、同国道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
相の峰休猟区	上浮穴郡久万高原町中組の国道494号の通仙橋西端を起点とし、ここから同国道をほぼ西に進み、旧面河村と旧美川村との境界に至る。ここから同境界をほぼ西に進み、旧面河村、旧美川村及び旧久万町の境界の交点に至り、ここから旧久万町と旧面河村との境界を北ないし西に進み、三角点(770.0メートル)を経て、更に同境界をほぼ北に進み、県道落合久万線に出る。ここから同県道をほぼ東に進み、町道中山線の交点に至り、ここから同町道をほぼ南東に進み、同国道との交点に出て、ここから同国道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
大谷宇和川休猟区	大洲市肱川町宇和川の県道小田河辺大洲線の鹿野川大橋西端を起点とし、	同	上		
蔵川長谷休猟区	旧大洲市と旧肱川町との境界と国道197号との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ南西に進み、旧大洲市と旧肱川町と旧野村町との境界の交点に至り、ここから旧大洲市と旧野村町との境界をほぼ西に進み、旧大洲市と旧野村町と旧宇和町との境界の交点に至り、ここから旧大洲市と旧宇和町との境界を北西に進み、国道56号の鳥坂 <sup>すい</sup> 隧道との交点に至る。ここから同国道を北東に進み、市道北只横野線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、市道梅川札掛線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、国道441号に出て、同国道をほぼ東に進み、市道蔵川梅川線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、県道大洲野村線に出て、同県道を北東に進み、県道小田河辺大洲線との交点に至り、ここから同県道をほぼ東に進み、国道197号に出て、同国道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
今岡休猟区	旧内子町と旧小田町との境界と国道379号との交点を起点とし、ここから同境界を南西ないし南東に進み、旧内子町と旧小田町と旧河辺村との境界の交点に至る。ここから旧内子町と旧河	同	上		

	<p>辺村との境界をほぼ南西に進み、旧内子町と旧河辺村と旧五十崎町との境界の交点に至り、ここから旧内子町と旧五十崎町との境界を北西に進み、県道坊屋敷小田線に出る。ここから同県道を東ないしほぼ北西に進み、県道池田中山線との交点に至り、ここから同県道をほぼ西ないしほぼ北に進み、同国道に出る。ここから同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>南西ないし北西に進み、同市宇和町と同市明浜町と同市三瓶町との境界の交点に至る。ここから同市宇和町と同市三瓶町との境界をほぼ北に進み、県道宇和三瓶線に出て、同県道を北東に進み、市道石城地区198号線との交点に至り、ここから同市道を北西ないし東に進み、県道狭間上松葉線に出る。ここから同県道をほぼ東に進み、県道宇和三瓶線との交点に至り、ここから同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
<p>立石休猟区</p>	<p>喜多郡内子町吉野川の国道379号と国道380号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南東ないし東に進み、県道小田河辺大洲線との交点に至り、ここから同県道を南ないしほぼ東に進み、旧小田町と旧河辺村との境界に至る。ここから同境界を南西ないし北西に進み、寒台山三角点（895.3メートル）を経て、旧小田町と旧河辺村と旧内子町との境界の交点に至り、ここから旧内子町と旧小田町との境界を北西ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>田之浜休猟区</p>	<p>西予市明浜町宮野浦の堂面川河口右岸を起点とし、ここから海岸線を南西ないし北西に進み、大崎鼻を経て、更にその海岸線をほぼ北に進み、同町と同市三瓶町との境界に至る。ここから同境界をほぼ東に進み、三角点（379.6メートル）に至り、ここから同川に通じる谷を南東に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>中津川三瓶休猟区</p>	<p>八幡浜市五反田の県道八幡浜宇和線の徳用橋北端を起点とし、ここから稜線をほぼ北東ないし東に進み、三角点（527.3メートル）を経て、更に稜線を東ないしほぼ南東に進み、標高点（603.8メートル）に至る。ここから同市と西予市との境界をほぼ南に進み、鳥越峠及び三角点（528.9メートル）を経て、更に同境界をほぼ西に進み、八幡浜市と旧三瓶町と旧宇和町との境界の交点に至る。ここから旧三瓶町と旧宇和町との境界をほぼ南に進み、県道宇和三瓶線に出て、同県道を南西ないし北西に進み、県道八幡浜三瓶線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北に進み、県道双岩停車場和泉との交点に至り、ここから同県道をほぼ東ないし北に進み、県道八幡浜宇和線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>大野ヶ原休猟区</p>	<p>西予市野村町舟戸の県道野村柳谷線と市道雨包線との交点を起点とし、ここから同県道を北東ないしほぼ東に進み、同市と上浮穴郡久万高原町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、同市と同町と高知県との境界の交点に至る。ここから同市と同県との境界をほぼ西に進み、同市野村町と同市城川町と同県との境界の交点に至り、ここから同市野村町と同市城川町との境界を南西に進み、林道雨包線に出て、同林道を北ないしほぼ西に進み、同市道に出て、同市道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>堂所山休猟区</p>	<p>西予市宇和町西山田の県道宇和三瓶線と市道1級路線6号線との交点を起点とし、ここから同市道を南に進み、市道石城地区189号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、県道宇和高山線との交点に至り、ここから同県道を南西に進み、同町と同市明浜町との境界に至る。ここから同境界を</p>	<p>同 上</p>	<p>高野子休猟区</p>	<p>西予市城川町高野子の国道197号と県道日向谷高野子線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、市道荒谷線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、林道東津野城川線との交点に至り、ここから同林道をほぼ北に進み、九十九曲峠に至る山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ東に進み、同峠と同町と高知県との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、同市と北宇和郡鬼北町と同県との境界の交点に至り、ここから同市と同町との境界をほぼ南西に進み、同国道に出る。ここから同国道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>

下灘休猟区	宇和島市津島町岩松の県道嵐田之浜岩松線の巽橋と国道56号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南西ないし西に進み、嵐坂 <sup>あざか</sup> 隧道を経て、更に同国道をほぼ西に進み、同町嵐の同県道との交点で海岸線に出る。ここからその海岸線をほぼ北東ないし南東に進み、山崎鼻を経て、更にその海岸線をほぼ北に進み、柏崎を経て、更にその海岸線をほぼ東に進み、同県道同橋西端に至り、ここから同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同市道を北東に進み、市道海通橋海岸線との交点に至り、ここから同市道並びにこれに続く市道海通橋粟井線及び市道県道粟井海岸線を北東に進み、県道壬生川新居浜野田線に出て、同県道を南東に進み、市道下井手藤原海岸線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道海通橋長原線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、市道八雲神社常盤橋線との交点に至る。ここから同市道を南西ないし南に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
緑休猟区	南宇和郡愛南町城辺甲三島の城辺橋南端を起点とし、ここから僧都川左岸を上流に進み、大久保川との合流点に至る。ここから <sup>りょう</sup> 稜線をほぼ北に進み、観音森三角点(779.0メートル)を経て、旧城辺町と旧一本松町との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、羽子山三角点(730.0メートル)を経て、更に同境界を南東ないし南西に進み、町道垣内満倉線に出て、同町道を西に進み、県道宿毛城辺線に出て、同県道をほぼ北西に進み、国道56号に出る。ここから同国道を西に進み、県道一本松城辺線との交点に至り、ここから同県道を北西に進み、県道宇和島城辺線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、県道長月城辺線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	河原津特定猟具使用禁止区域	同 上	同 上
東野特定猟具使用禁止区域	同 上	同 上	石風呂特定猟具使用禁止区域	同 上	同 上

○愛媛県告示第1277号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成27年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
関川特定猟具使用禁止区域	四国中央市土居町畑野の市道畑野旧国道線の常盤橋東端を起点とし、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道土居高曾根線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道大橋大谷線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、大谷橋西端で関川に出て、同川左岸を下流に進み、市道天皇海通橋線との交点に至る。ここから	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	銃 器



	<p>る。ここから同山道を東に進み、同寺を経て、更に同山道を東に進み、市道和気12号線に出る。ここから同市道を東に進み、県道辰巳伊予和気停車場線に出て、同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>				<p>西に進み、同県道との交点に至り、ここから同県道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>		
<p>市場・上三谷特定猟具使用禁止区域</p>	<p>伊予市市場の国道56号と四国縦貫自動車道との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ北に進み、市道稲荷下三谷線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、市道下吾川上野線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、県道砥部伊予松山線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南東に進み、四国縦貫自動車道との交点に至る。ここから同自動車道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>瀬戸ふれあい交流センター特定猟具使用禁止区域</p>	<p>西宇和郡伊方町大久の国道197号の北側にある同町の所有地の区域一円</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>久万高原ふるさと旅行村特定猟具使用禁止区域</p>	<p>上浮穴郡久万高原町下畑野川の県道西条久万線とエンマド川との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に約450メートル進み、同町下畑野川乙1056番地の山林と同町下畑野川乙1061番地の山林と同町下畑野川乙1046番地4の山林との境界の交点に至り、ここから稜線及びこれに続く同町所有の山林と同山林以外の民有林との境界をほぼ東に進み、同町下畑野川乙488番地1の山林と同町下畑野川乙1109番地1の山林と同町下畑野川乙969番地2の山林との境界の交点に至る。ここから同町所有の山林と同山林以外の民有林との境界をほぼ南西ないし東に進み、同町下畑野川乙488番地3の土地と同町下畑野川乙1105番地6の山林と同町下畑野川乙1105番地1の山林との境界の交点に至り、ここから久万高原花卉花木園所有の土地と隣接する山林との境界をほぼ東に進み、同町下畑野川乙488番地3の土地と同町下畑野川乙1114番地の土地と同町下畑野川乙1112番地2の山林との境界の交点に至り、ここから愛媛ハイランド開発株式会社高原ゴルフ倶楽部所有の土地と隣接する山林との境界をほぼ北東ないし南東に進み、町道嵯峨山線に出る。ここから同町道をほぼ</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>今田特定猟具使用禁止区域</p>	<p>西予市城川町魚成の市道丸岡線と市道魚成線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道畑ヶ峠線との交点に至り、ここから同市道を西ないし北東に進み、同町魚成5426番地の土地と同町魚成5856番地の土地との間を通る歩道との交点に至り、ここから同歩道を南東に進み、市道丸岡線に出て、同市道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
				<p>中山池特定猟具使用禁止区域</p>	<p>宇和島市三間町成家の県道宇和三間線と市道山下正池線との交点を起点とし、ここから同市道を北に進み、市道大藤黒井地線との交点に至り、ここから同市道を北東ないしほぼ東に進み、市道西前大下線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道大下西線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、宇和島市立成妙小学校に通じる山道（通称旧学童道）との交点に至る。ここから同山道をほぼ南西に進み、市道道の上線に出て、同市道を南西に進み、同県道に出る。ここから同県道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
				<p>源池公園特定猟具使用禁止区域</p>	<p>宇和島市津島町横川の市道影平線と県道宿毛津島線との交点を起点とし、ここから同県道を南東に約270メートル進み、農道との交点に至る。ここから同農道を南西に約60メートル進み、最初の分岐点に至り、ここから同農道分岐線を南東に約30メートル進み、二番目の分岐点に至り、ここから同農道分岐線を南西に進み、同農道終点に至る。ここから歩道をほぼ西に進み、三差路を経て、更に同歩</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>

道を南西に進み、同歩道の終点で同町横川2208番1の土地と同町横川2207番の土地との境界の交点に至る。ここから同土地とその他の土地との境界を北西に進み、市道影平東線に出る。ここから同市道をほぼ北に進み、市道影平線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

と認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
久良区域（久良漁業協同組合の地区）	主として底びき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第1278号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除予定保安林の所在場所  
四国中央市新宮町馬立317の2
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1280号

大久保山土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・大久保山地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年10月20日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 新規土地改良区土地改良事業（農業用排水施設整備事業・大久保山地区）計画書の写し
  - 大久保山土地改良区定款の写し
- 縦覧期間  
平成27年10月21日から11月18日
- 縦覧場所  
愛南町役場本庁  
愛南町役場御荘支所

○愛媛県告示第1279号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合する

○愛媛県告示第1281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川中3番1	旧	メートル 18 4～23 2	キロメートル 0.041	
			新	25 8～28 2	0.041	

○愛媛県告示第1282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川中3番1	平成27年10月20日